

## 平成29年度 京都市立小栗栖中学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 総則

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

#### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条 いじめの定義）

### 2 基本的施策（取組）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服には、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的取組必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地養うことが必要である。

そのため、次に示す取組に重点を置き、いじめの防止につなげたい。

## (1) 学校におけるいじめ防止に向けた取組

### 授業改善の充実

- ・京都市の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づき、授業計画を作成し、その計画のもとに「わかる喜び」と「学ぶ楽しさ」が実感できる授業を行う。また、「言語活動の充実」や「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために学習規律（学びのルール）の確立に努め、生徒の特性を把握しながら効果的な学習形態を工夫し、生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて、「わかる・できる・かかわりあう授業」に向け、教科指導力の向上に努める。

### 道徳教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用いた、いじめに関わる指導・啓発を行う。また、休日参観日において道徳授業を全クラスで行い、保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

### 体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

### 生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め、自己実現につなげる指導を進める。

### 生徒の啓発

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え、行動実践できる力を育てる。また、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し、推進できるよう指導する。

### 保護者の啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章（京都はぐくみ憲章）」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に周知し、いじめの解消が保

護者の理解・協力なしに進まないとの理解を求める。具体的には、『いじめられていなか？』と同様、『他の子どもをいじめていないか？』の家庭・地域での声かけの機運を生み出していけるようにする。

#### その他

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりをすすめていく中、日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有、分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては、口頭だけでなく記録を確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、生徒の変化の早期発見に努める。
- ・日常の生徒観察に加え、クラスマネジメントシートを年3回、いじめアンケートを年2回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり、早期の支援指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと、年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の「育ち」や「困り」を傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

#### (3) 教職員の資質向上に向けた取組

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
- ・定期的に生徒観察の視点点検を行い、教職員相互で補完する。

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・教育委員会・関係機関と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと、問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。

- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

##### いじめ・不登校対策委員会

[実施予定] 月1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構成員] 学校長 教頭 教育相談主任 生徒指導主事 各学年主任 養護教諭  
人権教育主任 スクールカウンセラー

[内容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。  
 　　・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。  
 　　・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。  
 　　・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら組織として問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

##### 生徒指導委員会

[実施予定] 隔週1回

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 教育相談主任 各学年主任  
生徒会主任 養護教諭 育成担当

[内容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。  
 　　・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。  
 　　・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。  
 　　・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら組織として問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

#### (2) いじめに対する措置

・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、関係機関との連携などの適切な措置を講ずる。

## 組織的ないじめ対応の流れ

### いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 生命尊重と人権尊重の態度の育成
- 生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 非行防止教室の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

### いじめの情報



### 情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他から情報を集める
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める



### 指導・支援体制を組む

- 学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担し、指導・支援体制を組む



### 関係機関



### 子どもへの指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人々等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めるることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

### 保護者と連携する

- つながりの教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

### いじめ解消の定義の確認

- 3か月いじめ行為のない状態の継続
- 被害生徒が苦痛を感じていない状況（面談等による確認）



### アフターケア（学校全体への指導も含めて）

- 継続的な指導や支援を行う
- スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う
- 隨時、指導・支援体制に修正を加え、組織としてより適切に対応
- 常に状況把握に努める

#### 4 重大事態への対処

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、重大事態が発生した旨を速やかに教育委員会に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

#### 5 年間計画（予定）

月	取 組		
	防止対策	早期発見	職員会議等
4	始業式 入学式 学級開き 新入生を迎える会 ケータイ教室	家庭訪問	職員会議、研修会 いじめ・不登校対策委員会 生徒指導委員会 (上記は毎月実施、以下省略)
5	地域清掃活動	クラスマネジメントシート実施	
6	休日参観（公開道徳） 生徒総会 研究授業 クリーン小栗栖	教育相談	小中合同研修会
7	非行防止教室 夏休前全校集会	三者懇談 いじめアンケート	支部授業研修会
8			小中合同研修会
9	山科川クリーンキャンペーン 学校祭（体育・文化の部）		
10	休日参観（公開道徳）	クラスマネジメントシート実施 教育相談（1・2年） 進路懇談兼教育相談（3年）	
11	公開授業週間 入学説明会 スポーツフェスティバル（地生連）		
12	冬休前全校集会	三者懇談 いじめアンケート	
1	小中合同百人一首大会		
2	性教育	クラスマネジメントシート実施 (1・2年のみ)	
3	3年生を送る会 卒業式 修了式		

\*年度途中に計画の見直しを行う場合もある。